

海外現地法人が抱える 移転価格の悩み (ドイツ)

第3号：一般事業会社が直面するドイツにおける
金融取引の事例・特徴

目次

1. はじめに.....	4
2. 親子ローン等に関するドイツの動向.....	4
3. 2021 年移転価格通達における親子ローン等の取り扱い.....	5
4. キヤツシユブーリング運用上の留意点	6
5. 金融取引を対象とする税務訴訟.....	6
6. おわりに — 親子ローン等の取引開始前に移転価格の検討を	7

執筆者



**PwC 税理士法人
国際税務サービスグループ(移転価格)**

石神 則昭

Ishigami Noriaki

シニアマネージャー (PwC ドイツ出向中)

[**【お問い合わせフォーム】**](#)

略歴:

PwC ドイツ・デュッセルドルフ事務所の移転価格シニアマネージャーとして勤務(2020 年 8 月より PwC 税理士法人から出向中)。PwC 税理士法人入社以来、13 年以上にわたり多国籍企業への移転価格アドバイザリー業務に従事。BEPS 文書化対応、APA、移転価格ポリシー、移転価格文書化、金融移転価格、無形資産評価などを担当。

一橋大学法学部卒業。対応言語: 日本語(母国語)、英語(ビジネスレベル)。

経歴:

製造業、商社、リース、アセットマネジメント、保険、証券などさまざまな業界のクライアントに対しての、BEPS 文書化対応、APA、グローバル TP ポリシー、移転価格文書化対応、金融移転価格、無形資産評価などの支援経験を豊富に有する。

主な専門領域:

【移転価格】 棚卸資産取引、無形資産取引、役務提供取引

【移転価格(金融取引)】 親子ローン、保証取引、その他の金融取引(信用リスク移転取引、履行保証、キャッシュフーリングなど)

1. はじめに

事業を推進する際の主な経営資源としては、ヒト・モノ・カネ・情報が挙げられます。本シリーズ第1号では「ヒト」に着目して駐在員派遣に伴う移転価格上の論点について、そして第2号では「モノ」に着目して機能移転税制について、それぞれ取り上げました。

第3号では、「カネ」の観点から、親子ローンや保証取引、キャッシュフーリングといった金融取引を巡るドイツの事例や特徴について、ドイツの移転価格通達を交えて紹介します。便宜上、本号では、親子ローンや保証取引、キャッシュフーリングなどの事業会社における金融取引全般を「親子ローン等」と呼ぶこととします。

親子ローン等の移転価格に関する指針は、OECDより2020年2月に公表された「金融取引に関する移転価格ガイドライン」の最終版において示され、2022年1月に公表された「OECD 移転価格ガイドライン 2022年版」の第10章に組み込まれました。この流れを受けて、日本では2022年6月に移転価格事務運営要領(事務運営指針)が一部改正され、金融取引に係る取り扱いがより明確に整備されたように、多くの国で法律や通達の整備がさらに進むと予測されます。国によってはOECD移転価格ガイドラインから乖離が生じたり、あるいは法律や通達が一歩踏み込んだ内容になったりすることもあるかと思います。

本号ではドイツにおける親子ローン等に関する移転価格実務の動向を中心に話を進めますが、その他の国・地域の現地法人や支店の多くが抱えているであろう課題を認識するきっかけとしていただけますと幸甚です。

2. 親子ローン等に関するドイツの動向

ドイツでは、親子ローン等が税務調査の対象となり、調査官から指摘を受ける事案が増えています。その背景として大きく2つ挙げられます。

1つ目は、OECD移転価格ガイドラインの第10章として金融取引に関する指針が整備されたほか¹、ドイツ移転価格通達の公表²や、関連者間ローン取引が争点となった税務訴訟におけるドイツ連邦財政裁判所の判決³などを受けて、調査官が税務調査の際に依拠できるものが増えてきていることです。従前、金融取引について明文化されたものは限られており、ドイツの調査官は1983年に公表された移転価格通達⁴などを参照していました。

そして2つ目は、ローカルファイルにおいて十分な検証や説明がなされていないことです。ドイツのローカルファイルでは金額の多寡に関わらず、全ての関連者間取引の記載が求められています。すなわち、取引金額が相対的に多額の関連者間取引(例:本社からの商品の仕入れ)だけでなく、金額が相対的に少額の関連者間取引(例:親子ローンの利息の支払い)についても記載が求められています。全ての関連者間取引を対象に、経済分析を通じてそれらの関連者間取引が独立企業原則に則っていることを説明できることができますが、関連者間取引の金額規模に鑑みて、リスクアプローチの観点から重要な取引のみを対象に詳細に説明する方針を取っている企業も多いかと思います。あるいは、親子ローン等においては取引の相手方である貸手、保証者、キャッシュフーリーダーにて検討・検証済みであるといった背景から、ドイツのローカルファイル上は取引の相手方の名称、取引金額、金利を記載する程度に留め、詳細な経済分析を割愛する方針を取っている企業もあろうかと思います。後者の場合、税務調査にお

¹ 2018年7月に金融取引に関する移転価格ガイドラインのディスカッションドラフトが公表された後、2020年2月に本ガイドラインの最終版が公表され、本最終版の内容がOECD移転価格ガイドライン2022年版(2022年1月公表)の第10章として反映されました。

² PwC税理士法人「2021年移転価格通達の公表」<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization/news/assets/pdf/de-jbn-newsflash-administrative-principles2021-jp.pdf>

³ PwC税理士法人「ドイツ連邦財政裁判所による金融取引移転価格に関する判決」
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/globalization/news/assets/pdf/de-jbn-newsflash-fttp-court-ruling-jp.pdf>

⁴ Bundesministerium der Finanzen. 'Ref.: Principles for the Examination of Income Allocation in the Case of Internationally Associated Enterprises (Administration Principles),'
<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Downloads/Taxation/External-Tax-Relations/Administrative-principles-1983.pdf?blob=publicationFile&v=3>

いて当該関連資料の提出を通じて調査官に説明するといった対応を取ることができます、前者の場合、税務調査時において納税者の対応は後手に回り、またローカルファイルの記載不備を指摘されるリスクが高くなると考えられます。

なお、親子ローンを通じて借手であるドイツ現地法人において為替差損が生じている場合、借手が果たす機能および、負担するリスクの観点から為替差損を借手が負担することが適切か否か、などと調査官が質問してくる可能性もあります。

海外に駐在される方はさまざまなミッションを背負って赴任し、事業ポートフォリオ見直しの観点から、投資先である事業会社の第三者への売却を視野に入れて赴任される場合もあろうかとも思います。借手であるドイツ現地法人を第三者に売却し、売却を契機に親子ローン(株主貸付)が解消されるような際には、ドイツ倒産法といった他の論点にも十分配慮する必要が出てきますので、留意が必要です。

3. 2021年移転価格通達における親子ローン等の取り扱い

2021年7月に公表された移転価格通達⁵は、従前有効であった1983年移転価格通達や2005年移転価格通達などの移転価格に関するさまざまな通達に取って代わるものであり、付属文書としてドイツ語に翻訳されたOECD移転価格ガイドライン2017年版が添付されています。この付属文書は、OECD移転価格ガイドライン2017年版公表以降に更新された箇所(例:2020年公表の金融取引に関する移転価格ガイダンス)も反映されています⁶。したがって、ドイツ税務当局は最新のOECD移転価格ガイドラインを参照している姿勢を見せていると考えられます。

なお、2021年移転価格通達の位置付けについてですが、本通達は税務調査において調査官が参照する文書であって、納税者や裁判所を法的に拘束するものではありません。しかしながら、調査官が本通達を参照して税務調査に臨んでくることを踏まえると、本通達には、納税者にとってローカルファイル作成の際や調査対応の際などにおいて有用な内容が含まれているという見方もできます。

2021年移転価格通達には親子ローン等も含まれています。本通達において、親子ローン等については、原則OECD移転価格ガイドライン第10章を適用する旨が記載されている⁷だけでなく、具体的に踏み込んだ内容も盛り込まれています。例えば、2021年移転価格通達パラグラフ3.98には、キャッシュプールリーダーの機能およびリスクが限定的であることを前提に、キャッシュプールリーダーが得るべき対価に関して、その対価の算定方法、マークアップの対象となるコストについて触れられているほか、目安となるマークアップ料率についても明記されています。キャッシュマネジメントシステム(以下、「CMS」)の導入を検討しているドイツ現地法人においては、ドイツの税務当局が2021年移転価格通達において主張している内容を踏まえて、キャッシュプールリーダーが得るべき対価を検討している企業もあるかと思います。しかし、本通達はあくまでもドイツの調査官が税務調査にあたって参考するものであって、他国におけるキャッシュプーリングに関する移転価格上の取り扱いは勘案されていない点に注意が必要です。また、移転価格税制は国を跨いだ取引の相手方である国外関連者がいる取引を対象としているので、CMSを構成するキャッシュプールリーダーのみならず、キャッシュプールメンバーも対象に機能分析を実施し、実際に行われる取引・活動を正確に描写したうえで金利の検討を進めることを推奨します。

⁵ Bundesministerium der Finanzen. 'Administrative principles governing transfer pricing Principles for the adjustment of income pursuant to section 1 of the External Tax Relations Act (Außensteuergesetz)'
<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/EN/Downloads/Taxation/External-Tax-Relations/2021-07-14-Administrative-Principles-Governing-Transfer-Pricing.pdf?blob=publicationFile&v=1>

⁶ Bundesministerium der Finanzen. 'Anlage 1 der Verwaltungsgrundsätze Verrechnungspreise'
<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Steuern/oecd-verrechnungspreisleitlinien.pdf?blob=publicationFile&v=4>

⁷ 2021年移転価格通達パラグラフ3.88

4. キャッシュプーリング運用上の留意点

CMS の導入によって、外部資金への依存度の低減、グループ内の余剰資金の集約によるリターンの向上、銀行取引コストの削減といった効果が期待されます⁸。キャッシュプーリングとは短期の流動性管理の一環として実施される短期資金のプーリング⁹であり、短期預け金取引および短期貸付金から構成されるため、キャッシュプールリーダーが得るべき対価のみならず、これら預け金取引および貸付取引の金利をも検討することが必須です。

そして、キャッシュプーリングにおける検討項目は金利に留まりません。預け金取引における預金金利、貸付取引における貸付金利それぞれを、独立企業原則に則った料率として設定したとしても、例えば、一定期間にわたって預け金の残高に動きがない場合、短期の預け金取引が定期預金取引あるいは貸付取引として調査官に見なされるケースも実際にあります。どの程度の期間、短期の預け金が滞留したら長期性の取引として取り扱うのかといった点について、期間が具体的に公表されている国(例:ベルギー^{10,11})もありますが、多くの国の法律・関連通達には記載されていないため、税務調査における論点の1つになりやすいと言えます。また、仮に期間が1年であるとするならば、その1年の定義は、事業年度開始の日から当該事業年度終了の日までの1年なのか、あるいは、預け金取引を開始した日を起算日とする1年なのか判断が分かれるところですが、各国税務当局はその点について見解を具体的に明示していませんし、各国税務当局間でコンセンサスが取れているわけでもありません。

これらの他にも想定される論点を整理して移転価格ポリシーに定め、運用に落とし込むことで、税務調査対応時に予期せぬ指摘をうけるリスクの軽減が期待されます。

5. 金融取引を対象とする税務訴訟

下級審からドイツ連邦財政裁判所(Bundesfinanzhof: 以下、「BFH」)に控訴されていた金融取引(関連者間ローン)を対象とする2件の税務訴訟について、BFHは2021年5月18日にそれぞれ判決を下しました。必ずしもこれらの判決の内容が全ての事案に当てはまるとは限りませんが、今後の税務調査において調査官が本判決の内容も参考にすることが想定されますので、BFHが本判決を通じて示した方向性は、納税者が関連者間ローンの金利を検討する際の重要な指針になると考えられます。BFHが本判決で示した内容は、以下のとおりです。

独立価格比準法(Comparable Uncontrolled Price method: 以下、「CUP法」)優先

- CUP法に基づいて独立企業間金利を決定する方法は国際的に見ても一般的な方法であり、ドイツにおいても長年にわたって一般的に用いられている慣行です。一方、ドイツの税務調査官はCUP法の適用についてしばしば疑義を呈し、貸手の資金調達コストに着目する傾向にありました。今回の判決により、金利を検討するにあたっては、貸手の調達コストや資本ではなく、借手の信用力が重要であることが確認されました。
- CUP法に基づいて比較対象取引を検証する際には、借手の信用力の検討が重要となります。借手の信用力を検討するにあたって、格付算出ツールの算出プロセスやアルゴリズムが不透明であったとしても、格付算出ツールから得られる格付が、市場慣行として認識されている信用力評価の基礎であるならば、その使用を妨げるものではない旨が示されました。

⁸ OECD 移転価格ガイドライン 2022年版パラグラフ 10.109

⁹ OECD 移転価格ガイドライン 2022年版パラグラフ 10.110

¹⁰ PwC. 'Belgium Issues New Guidance on Application of OECD TP Guidelines - Much Parallelism, Few Nuances Too,' <https://www.pwc.com/gx/en/tax/newsletters/pricing-knowledge-network/assets/pwc-tp-belgium-circular.pdf>

¹¹ Föderaler Öffentlicher Dienst Finanzen. 'Circulaire 2020/C/35 betreffende richtlijnen inzake verrekenprijzen voor multinationale ondernemingen en belastingadministraties' <https://eservices.minfin.fgov.be/myminfin-web/pages/public/fisconet/document/79654895-7b25-40f7-8879-00a72e39ea85>

契約書の重要性

- 予定されている関連者間ローンが、税務上、負債として取り扱われるためには、融資条件が明確に契約書に定められていることが重要であることが確認されました。
- CUP 法に基づいて関連者間ローン取引の金利が独立企業原則に則っているか否かを検討する際、比較対象取引の比較可能性が議論になりますが、特に弁済順位や担保の有無といった金利に影響を与える項目の比較可能性を検討するにあたっては、関連者間ローンの契約書に当該内容が明記され、さらに契約書の記載内容を遵守していることが重要である旨が示されました。

6. おわりに 一 親子ローン等の取引開始前に移転価格の検討を

親子ローンの金利や保証取引における保証料率といった、金融取引に関する移転価格を検討するにあたっては、貸手や保証者(親会社、地域統括会社など)が主体となって進めるケースが多いかと思います。一方、これまで以上に多くの国で親子ローン等が調査の対象になりやすい状況であることを踏まえると、借手や保証委託者である子会社が現地の税務調査対応に臨むことを念頭に、親子ローン等の対価を検討する際、当該子会社が所在する国の移転価格税制や調査実務も踏まえて検討することが理想です。しかし、親会社から複数の国に所在する子会社に対して親子ローン等を実施しているような状況においては、少なくとも OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版の第 10 章に沿った検討がより一層重要になると考えられます。

多くの事業会社においては、棚卸資産取引の取引規模と比較すると利息や保証料は相対的に少額であり、移転価格の検討や対応は後手に回りがちかと思います。しかし、親子ローン等は棚卸資産取引と異なり、その性質上、期中あるいは期末の移転価格調整を通じた利益率の管理という概念ではなく、取引開始にあたって親子ローン等の契約書に記載した金利・保証料率が、通常、契約期間満了まで継続されます。したがって、予定している親子ローン等の対価が独立企業原則に則っているか否かについては、取引開始前に検討および検証しておくことが非常に重要となります。親子ローン等の対価が何ら裏付けなく設定され、税務調査の際に初めて親子ローン等の対価を検証する場合、親子ローン等の取引開始前の検討と比較すると、調査官からの質問に対する回答期限といった時間的な制約がある中において相応の追加工数が生じ、結果として想定以上に専門家費用が膨らむ可能性があるため、事前に検討することを強く推奨します。

お問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー
www.pwc.com/jp/tax

PwC 税理士法人
国際税務サービスグループ(移転価格)
シニアマネージャー (PwC ドイツ出向中)
石神 則昭

【お問い合わせフォーム】

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 国に及ぶグローバルネットワークに 327,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.